

クリーニング師研修 (小樽会場)のご案内

クリーニング業務従事者講習

実施機関 公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

☎011-615-2112 FAX 011-615-2113

協力機関 小樽市保健所

北海道倶知安保健所、岩内保健所保健所

クリーニング業法では、クリーニング所又はクリーニング取次所で働く従業員（クリーニング師及び業務従事者）の方は、研修や講習を定期的^{※1}に受けなければならないこととされています。

北海道では、毎年、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターが知事の指定を受け、これらの研修及び講習を実施していますが、この度、次のとおり小樽市において実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

※1 クリーニング師の方は業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、クリーニング業務従事者の方はクリーニング所開設後1年以内に、従事者数の5分の1に当たる人数の方が、その後は3年を超えない期間ごとに5分の1に当たる人数の方が、受講しなければならないこととされています。

1 日時・場所

区分	日時	場所	住所
クリーニング師研修	平成29年10月15日(日)	小樽市民会館B1階1号集会室	小樽市花園6丁目3番1号
クリーニング業務従事者講習	12:20~16:20	小樽市民会館1階2~4号集会室	TEL:0134-25-8800

2 受講の対象となる方

(1) クリーニング師研修

小樽保健所並びに北海道倶知安保健所及び岩内保健所の管内でクリーニング業務に従事されているクリーニング師で、これまで一度も研修を受講されていない方、前回は受講してから3年を超えている方及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に研修を受講された方。

なお、これら保健所管内以外の方も受講可能です。

(2) クリーニング業務従事者講習

小樽市保健所並びに北海道倶知安保健所及び岩内保健所の管内で営業しているクリーニング所及び取次所で、これまで講習受講者がいない、あるいは前回受講してから3年を超えている店舗で、1店舗ごとに、従事者数の5分の1の割合で営業者が指名された方。（取次所は、1店舗に最低1名の受講が必要です。）

なお、同じ店舗のクリーニング師の方がクリーニング師研修を受講されている場合は、この講習を受講されたものとみなされます。

また、これら保健所管内以外の方も受講可能です。

3 受講科目及び時間

裏面の講義日程表をご参照ください。

4 受講料

クリーニング師研修 1名 5,000円

クリーニング業務従事者講習 1名 4,500円

5 申込方法

- ① 受講申込書（**クリーニング師研修は青色**の申込書、**業務従事者講習は緑色**の申込書）に必要事項を記入して下さい。申込書が不足する場合は、コピーして使用して下さい。（研修及び講習のお知らせからダウンロードして下さい。）
- ② 郵便局の払込取扱票（白地に水色で印刷された用紙）に払込金額、通信欄の受講種別に人数と金額、払込人の住所、店舗名、氏名、電話番号を記入して下さい。（一枚の払込票で受講申込した全員分を送金することができます。）
- ③ 郵便局で②の払込取扱票により、受講料を払い込んでください。払込が終了すると払込票兼領収書が発行されますのでコピーして、①の受講申込書の裏に貼り郵送して下さい。
(注) 払込後、郵便局から通知が来るまでに1週間ほどかかるため、払込票兼領収書で入金を確認しますので、必ず貼付して下さい。

- ④ F A Xの場合は、受講申込書と払込票券領収書の写しを送付してください。
- ⑤ 継続受講者（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に研修又は講習を受講された方）は、受講時間が短縮されますので、受講申込書の3の欄にその旨、記載してください。

6 受講申込書等の送付先

- (1) 郵送の場合
〒060-0042
札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター 宛て
- (2) F A Xの場合
011-615-2113（公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター）

7 申込期限

平成29年10月3日（火）（必着）

8 受講票の送付

受講申込書を受理し、受講料の払込が確認された方には、受講票を送付しますので、研修（講習）当日持参され、受付に提示してください。

9 テキスト等

テキストのほか研修（講習）に使用する資料等は、当日配付します。

10 修了証書の交付

研修（講習）を修了された方には修了証書と受講済みステッカー（店頭掲示用）を交付します。ただし、受講手続きが遅れた方には、当日交付できない場合があります（後日の郵送）。

受講済みステッカーは、必ず店頭に掲示してください。

11 その他

- (1) 昼食は、各自でお済ませください。
- (2) 会場の駐車場には数に限りがありますので、乗り合わせや、公共交通機関を利用してください。
- (3) クリーニング業務に関してご質問がございましたら事前にお受けしますので、申込時にお知らせください（様式任意）。
なお、回答は講義の中で行います。
- (4) ご不明な点がございましたら、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター（☎11-615-2112）にお問い合わせください。

12 講義日程

クリーニング師研修			クリーニング業務従事者講習		
時間		講義科目	時間		講義科目
11:30		受付	11:30		受付
12:15		オリエンテーション	12:15		オリエンテーション
12:20～ 13:05	45分	繊維及び繊維製品	12:20～ 13:05	45分	洗濯物の処理
13:10～ 13:55	45分	洗濯物の処理	13:10～ 13:55	45分	繊維及び繊維製品
14:00～ 14:45	45分	洗濯物の受取、保管 及び引渡し	14:00～ 14:45	45分	洗濯物の受取、保管 及び引渡し
14:50～ 15:35	45分	衛生法規及び公衆衛生 (応用編)	14:50～ 15:35	45分	衛生法規及び公衆衛生 (応用編)
継続受講者講義終了（終了証書、受講済みステッカー交付）					
15:40～ 16:20	45分	衛生法規及び公衆衛生 (基礎編)	15:40～ 16:20	45分	衛生法規及び公衆衛生 (基礎編)
初回受講者講義終了（修了証書、受講済みステッカー交付）					

※ 受講申込等でお預かりした個人情報、今後お預かりする個人情報は、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習の事務以外には使用いたしません。